



発行
東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（四件）……………

……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…五

告示

●東京都告示第百一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしな
ければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

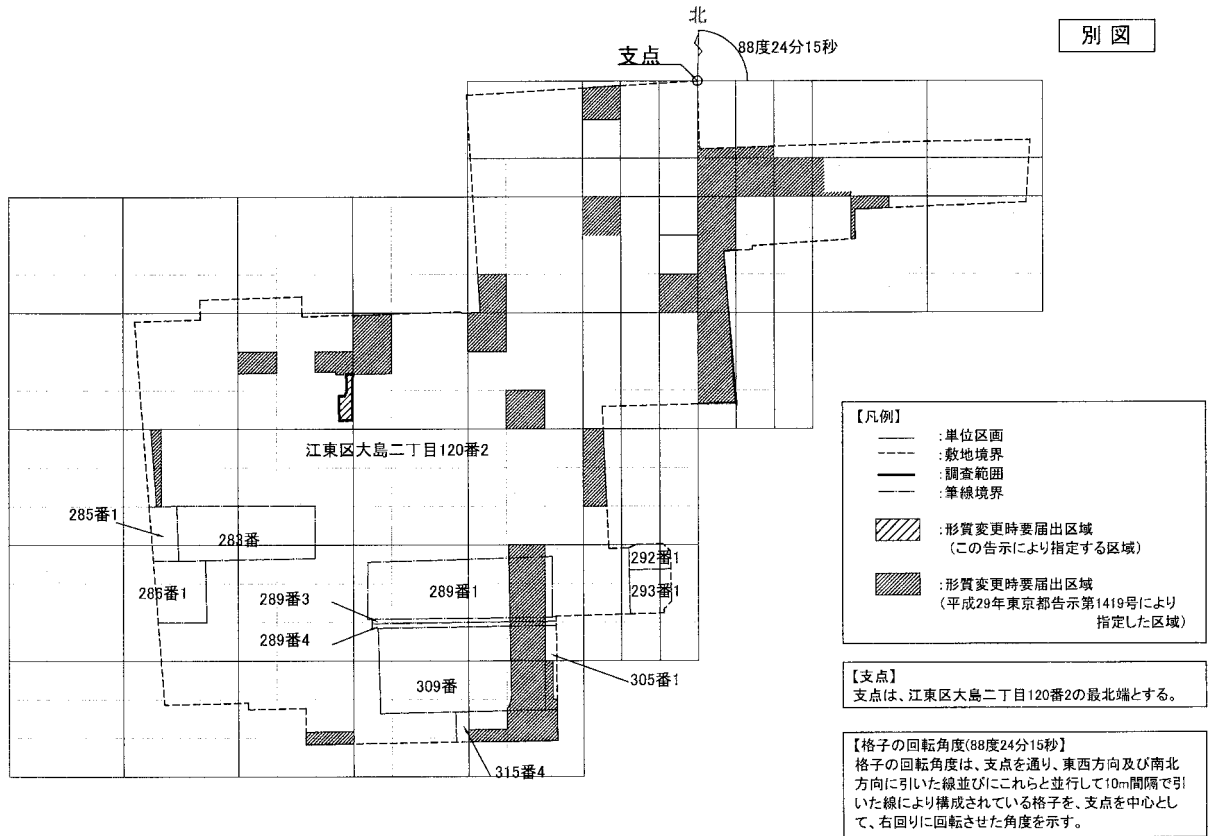
令和元年六月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区大島二
丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化
合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物



●東京都告示第百二号

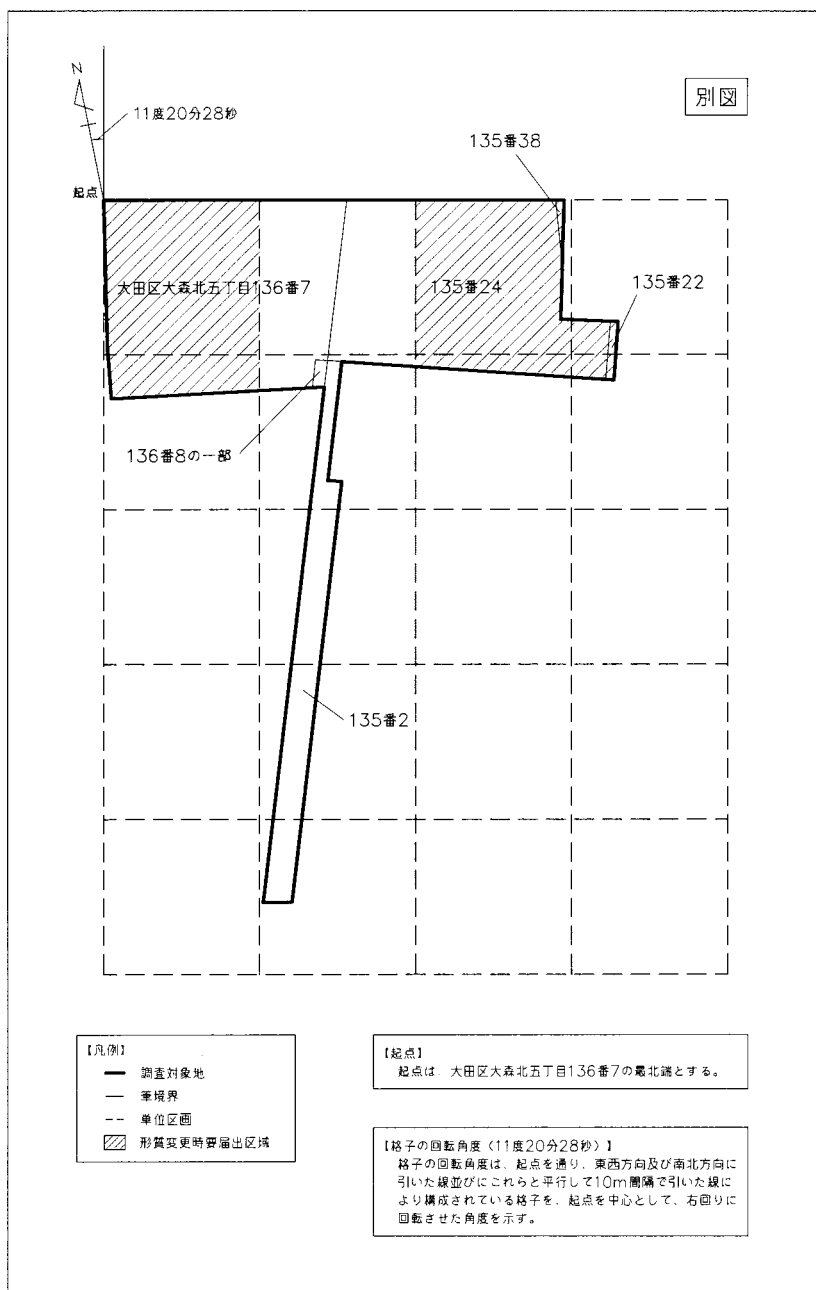
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年六月五日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区大森北五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



●東京都告示第百三十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

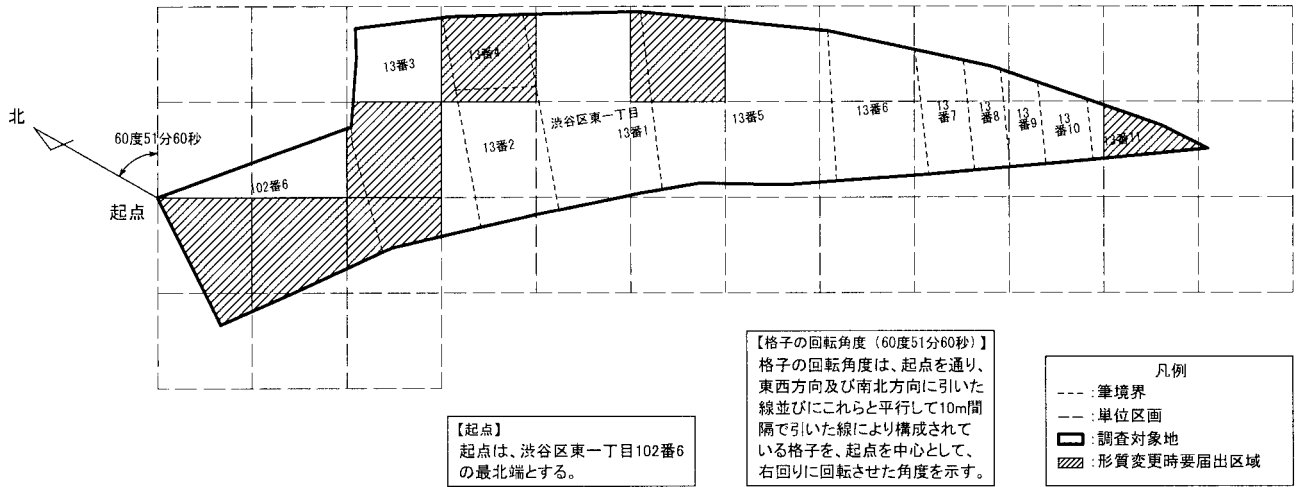
令和元年六月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（渋谷区東一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第百四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

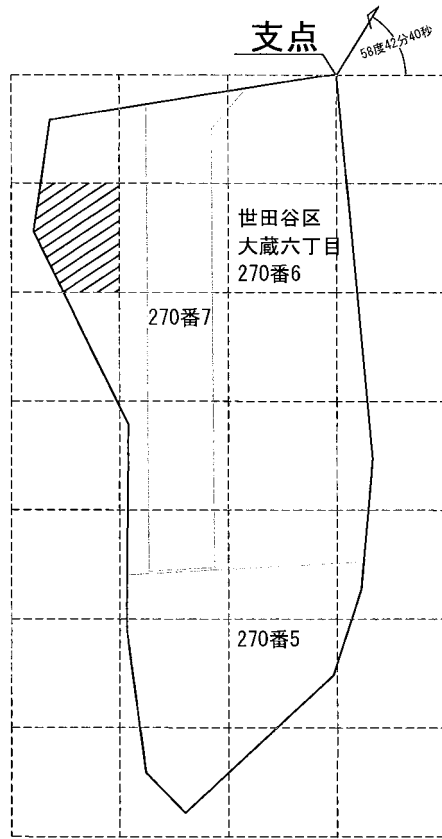
令和元年六月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(世田谷区大蔵六丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



【支点】
 支点は、世田谷区大蔵六丁目 270 番 6 の最北端とする。

【凡例】
 — 敷地境界
 - - - 筆境界
 - - - 単位区画
 ▨ 形質変更時要届出区域

【格子の回転角度（58 度 42 分 40 秒）】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したため、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和元年六月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 渋谷フクラス
- 二 店舗所在地 渋谷区道玄坂一丁目十二番ほか
- 三 設置者名 道玄坂一丁目駅前地区市街地再開発組合
- 四 意見
- ア 聴取者 渋谷区長
- イ 概要 意見なし
- ウ 収受日 平成三十一年四月二十六日
- 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
- 六 縦覧期間 令和元年六月五日から同年七月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
- 七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 一 店舗名 (仮称) 宇田川町十四・十五番地区再開発ビル
- 二 店舗所在地 渋谷区宇田川町百二十七番
- 三 設置者名 宇田川町十四・十五番地区第一種市街地

四 意見

再開発事業 個人施行者株式会社パルコ

ア 聴取者

渋谷区長

イ 概要

意見なし

ウ 収受日

平成三十一年四月二十六日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

令和元年六月五日から同年七月五日まで。
ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

